

議案第56号

沼田市職員の不祥事の再発防止を求める決議案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年7月29日提出

沼田市議会議長 久保健二様

提出者 議会運営委員会 委員長 星野佐善太

賛成者 同 副委員長 野村洋一

同 委員 高山敏也

同 同 永井敏博

同 同 茂木清七

同 同 中村浩二

同 同 井上弘

同 同 大東宣之

沼田市職員の不祥事の再発防止を求める決議案

今般、市職員が、運營業務を担当していた団体名義の口座から横領及び私的流用を行ったことは、市民の信頼を裏切り、公務員としての高潔性を著しく損なうものであり、決して許されるものではない。

沼田市議会は、今回の不祥事を全ての職員が当事者意識を持って組織全体に関わるものとして重く受け止め、コンプライアンス意識の醸成を再度求めるものである。

また、管理・監督を行う立場にある者が職員の業務の取組状況や健康状態等を的確に把握することが非違行為の未然防止につながるものであるため、それぞれの職責にあった公務員としての使命感や倫理観を再認識するべきであると考えます。

また、市民への説明責任として地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合の公表基準を早期に策定することについても強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年7月 日

沼田市議会